

# 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

令和 6年 8月 1日現在

## 1 ショートステイ福寿荘の概要

名 称 ショートステイ 福寿荘  
開設年月日 平成18年 7月 1日  
所 在 地 秋田県南秋田郡五城目町字鶴ノ木90番地1  
電 話 番 号 018-879-8577  
F A X 番 号 018-852-3113  
代 表 取 締 役 越前由高  
サービスの種類 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護  
事 業 者 番 号 0572314821

## 2 事業の目的

事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持回復、並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

## 3 運営の方針

- (1) 事業の運営にあたっては、短期入所生活介護サービス計画書に基づき、利用者的人格・人権を尊重し、利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとします。
- (2) 従業者は、サービスの提供にあたって介護技術の向上に努め、適切な介護技術を持って懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所、及び地域関係団体、ご家族との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとします。

## 4 職員体制

	常 勤	非常勤	合 計	業 務 内 容
管 理 者	1	—	1	従業員の管理責任業務・総括
生 活 相 談 員	1	—	1	入所者・家族に対する相談援助等 短期入所生活介護サービス計画の立案
医 師	—	1	1	内科（嘱託医）による入所者の健康管理
看 護 職 員	—	2	2	保健衛生及び看護業務
介 護 職 員	9	7	16	日常生活全般にわたる介護業務
機能訓練指導員	—	2	2	看護職員兼務 機能改善及び減退防止のための訓練
栄 養 士	—	1	1	栄養管理

## 5 設備の概要

定 員 30名			静 養 室	1 室 9.00 m <sup>2</sup>
居 室	個 室	10 室 13.25 m <sup>2</sup> 5室	介護職員室	1 室 9.00 m <sup>2</sup>
		13.75 m <sup>2</sup> 4室		
		15.12 m <sup>2</sup> 1室		
多床室 (4人)	5 室	46.75 m <sup>2</sup> 2室	医 務 室	1 室 9.00 m <sup>2</sup>
		48.00 m <sup>2</sup> 3室	相 談 室	1 室 9.60 m <sup>2</sup>
浴 室	一般浴 特 浴	1 室 39.60 m <sup>2</sup>	食 堂 兼 機能訓練室	1 室 94.18 m <sup>2</sup>

## 6 サービス内容

### (1) 食 事

- ・お食事は、日常生活における最大の楽しみの一つであり、また、健康維持の上からも特に重要なサービスの一つとして、十分に検討の上実施いたします。
- ・お食事の種類として、お一人お一人の状態にあったお食事を提供します。

主 食	普通、全粥、八分粥、五分粥、
副 食	普通、きざみ、極きざみ、ミキサー、ペースト、流動食、ゼリー食

- ・お食事の時間

朝 食	7 : 30 ~
昼 食	12 : 00 ~
夕 食	17 : 30 ~

- ・行事食 四季折々の行事に、季節の彩りを添える行事食を提供いたします。

### (2) 入 浴

- ・必要に応じた随時の入浴と入浴のできない方には必要に応じた清拭を行います。
- ・寝たきり、麻痺等で座位のとれない方は、特殊浴槽及び機器等を用いての入浴を行います。

### (3) 介 護

- ・介護職員を中心として、お一人お一人の心身の状態に応じ、より自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、食事介助、離床移乗、着替え、整容などの、さまざまなサービスを提供いたします。

### (4) 排 泄

- ・お一人お一人の心身の状況に応じて、プライバシーを尊重しつつ、適切な方法により排泄の自立に向けてのサービスを提供いたします。
- ・おむつ交換は基本的に3~4時間おきに行いますが、個々の状態に応じて隨時交換いたします。

(5) 機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護師）を中心として、医師、介護職員の協力のもと、関節可動域訓練、歩行・立位訓練などを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

(6) 生活相談

次のような内容でご相談に応じております。生活相談員におたずねください。

- ・介護保険制度の紹介、説明
- ・経済的な課題（利用費用の問題など）
- ・生活上の課題
- ・その他

(7) 健康管理

- ・看護職員による利用者の健康管理、処方薬の管理などをいたします。  
また、夜間はオンコール体制とし、急病や療養上の必要等に対応します。  
看護職員不在の際には、介護職員がサービスを提供いたします。
- ・非常勤の嘱託医が次のように定期回診しますが、原則としては利用者の主治医の指示による健康管理をさせていただきます。緊急やむを得ない場合は、嘱託医もしくは緊急協力病院をご家族の同意のもとに受診することができます。

〈嘱 託 医〉

ささき内科クリニック 佐々木 力男 医師 各週月曜日

〈緊急協力病院〉

湖東厚生病院

〈協力歯科医院〉

わしや歯科クリニック

※ 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化、急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

(8) 理美容サービス

- ・理美容師が来館し、理美容サービスを実施いたします。料金は実費となります。

(9) 所持品保管

- ・居室に備えてある、床頭台等をご利用ください。

(10) レクリエーション

- ・各種レクリエーション活動を予定しております。ご家族の方もどうぞご参加ください。  
なお、行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

## 7 利用料金

### (1) 介護保険法が定める法定料金

① 1日あたりの利用料（従来型個室・多床室） ※ご利用者負担金額

介護度	1日あたりの料金 (介護給付費)	介護保険適用時1日分自己負担額の 負担割合別料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	4,790円	479円	958円	1,437円
要支援 2	5,960円	596円	1,192円	1,788円
要介護度 1	6,450円	645円	1,290円	1,935円
要介護度 2	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護度 3	7,870円	787円	1,574円	2,361円
要介護度 4	8,560円	856円	1,712円	2,568円
要介護度 5	9,260円	926円	1,852円	2,778円

② 1日あたりの加算料金 ※（ ）内は2割・3割負担の場合

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円（44円・66円）

介護福祉士が80%以上、若しくは勤続10年以上介護福祉士が35%以上

- ・サービス提供体制強化加算Ⅱ 18円（36円・54円）

介護福祉士が60%以上

- ・サービス提供体制強化加算Ⅲ 6円（12円・18円）

介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上

のいずれかに該当すること。

- ・看護体制加算Ⅰ 4円（8円・12円）

- ・看護体制加算Ⅱ 8円（16円・24円）

常勤の看護師を1名以上配置している場合

看護職員の数が、常勤換算法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である

看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問介護ステーションの看護職員との連携によ

り、24時間連絡体制を確保している場合

のいずれかに該当すること。

※介護予防短期入所生活介護には加算されません

※サービス提供体制強化加算・看護体制加算は事業所の体制によりいずれか一つが加算されます。

- ・介護職員待遇改善加算Ⅱ 13.6%

③ 1日あたりの減算料金（連続30日を超えて利用した場合の減算料金）

- ・長期利用者提供減算 30円

④ 1日あたりの減算料金（連続60日を超えて利用した場合の減算料金）

- ・長期利用者提供減算 55円

※負担割合での変動はありません。また、要支援の方には適用されません。

(2) 法定代理受領サービス以外の場合

法定代理受領サービス以外の場合は、介護保険給付対象外ですので全額自己負担になります。

上記の金額は費用の1割分ですので、介護保険から給付されている9割分も自己負担となります。

### (3) その他の料金

#### ① 1日あたりの居住費（従来型個室・多床室）・食費

種類 負担段階	従来型個室	多床室	食費
第1段階	380円	0円	300円
第2段階	480円	430円	600円
第3段階①	880円	430円	1,000円
②	880円	430円	1,300円
上記以外	1,231円	915円	1,445円

※ 食費の内訳：朝食 439円・昼食 550円・夕食 456円

※ 負担段階が、第3段階から第1段階の方は、市町村が認定・交付する「介護保険負担限度額認定証」を提示してください。負担段階については、お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。

	自己負担額	内容
送迎加算	片道184円	ご相談に応じます。車両等の都合によりご希望に添えない場合がございます。
職員待遇改善加算Ⅱ	上記 1日あたりの自己負担分 の合計とご利用回数分の送迎加算自己負担額 の総計の13.6%に相当する額。	

※ 2割負担の場合、上記金額が2倍となります。

#### (2) 所定料金（介護保険法で、基本料金とは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくとされているもの）

##### ・食費（食材料費及び調理に係る費用相当）

1日あたり 1,445円（朝食 439円 昼食 550円 夕食 456円）

##### ・滞在費

従来型個室	1日あたり	1,231円
多床室	1日あたり	915円

※食費と滞在費については、減免措置の制度があります。

##### ・理美容代（実費）

・送迎費用 通常の送迎の実施地域（南秋田郡・潟上市・三種町・上小阿仁村）を超える送迎については、1kmあたり50円

・上記の他、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### (3) 利用料金の減免措置制度

##### ・高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担（一定以上所得者は2割、3割負担）の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

##### ・その他

次のような負担軽減制度があります。詳しくは、各市町村役場 福祉担当課にお問い合わせください。

##### ① 高齢夫婦世帯等の滞在費・食費の軽減

##### ② 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減

## 8 短期入所生活介護利用の中止

### (1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1 日分の介護報酬額の 50 %まで

### (2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な場合には、速やかに主治医に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

### (3) 感染症などの発生の場合

施設内でインフルエンザなどの感染症が流行している状況がある場合、ご相談のうえ、介護支援専門員などと連携し、他施設のご紹介をするなど短期入所生活介護ご利用に支障が生じないよう配慮いたします。

## 9 施設利用にあたっての留意事項

### (1) 面会

- ・曜日などの制約はありません。いつでもご面会できます。ただし、午前 9 時から午後 5 時までとします。
- ・玄関脇に設置してある面会簿にご記名の上、介護職員にお声をおかけください。
- ・食中毒防止のため、飲食物の持ち込みはご遠慮くださいようご協力ください。  
(ただし、ホールにて面会者の方とご一緒に召し上がることは可能です)
- ・できるだけ多くのご面会をお願いいたします。

**※感染対策として制限させていただく場合がございます。**

### (2) 外出・外泊

- ・原則として、ご家族の付き添いにより自由です。
- ・必要な介護用品の貸し出しなど、ご相談ください。
- ・食事などの用意の関係上、前日までにお申し出ください。
- ・利用者の健康状態などにより、「見合せたほうが良いのでは」というようなアドバイスをさせて頂く場合があります。

### (3) 飲酒・喫煙

- ・飲酒…ご本人の良識にお任せします。お酒を飲んで他人に迷惑をかけるような言動には、十分注意してください。そのようなことがあった場合、または、健康状態の観点からの問題がある場合、他の利用者への影響が心配される場合など、ご利用の継続についてご相談させていただくことがあります。

- ・喫煙…禁煙です。

#### (4) 金銭・貴重品の管理

- ・金銭・貴重品等の持ち込みはご遠慮いただいております。ただし、やむを得ず所持する場合はご本人の責任において管理をお願いいたします。当センターは紛失事故等に関しましては一切責任を負いかねますのでご了承ください。

#### (5) 所持品の持ち込み

- ・必要な衣類、洗面用具、バレエシューズまたはリハビリシューズなどの持参についてはご相談ください。
- ・食器、寝具類については、基本的には必要ありません。
- ・ご持参の衣類等については、油性のマジックにて、すべてにお名前をご記入ください。黒、紺系統の衣類には、お手数でも白い布地を縫い付けて、その上にお名前をご記入ください。
- ・生活上なじみのあるもの、容積の大きいものなどについてのお持ち込みについてはご相談ください。
- ・ナイフ、はさみ類は、介護職員室に常備しておりますので、お持ち込みにならないようお願いいたします。

#### (6) 宗教活動

- ・個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止といたします。

#### (7) ペットの持ち込み

- ・団体生活の中で個人個人の嗜好、趣味が共通でないこと等から、禁止させていただきます。

### 10 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 当センターとその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはご家族等に関する個人情報の利用目的を次のように定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

- ① 当センターが利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 入退所時等の管理及び会計・経理
- ④ 事故等の報告
- ⑤ 当該利用者の介護サービスの向上
- ⑥ サービス担当者会議、居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携
- ⑦ 利用者の体調管理にあたり、嘱託医の意見・助言を求める場合
- ⑧ 家族への心身の状況説明
- ⑨ 審査支払機関への介護給付費明細書の提出
- ⑩ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑪ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑫ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑬ 外部監査機関への情報提供

(2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## 11 非常災害対策

### (1) 災害時の対応

連絡網により可能な限り職員を招集いたします。また、非常用備蓄食品 14 日分を常時保有します。

### (2) 防災設備

非常放送設備、自動火災報知設備、非常通報装置、誘導灯などが備わっております。また、館内各所に消火器を備え付けております。

### (3) 防災訓練

年 2 回、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練などの防災訓練を実施いたします。

- ・防火管理者…佐藤 千里

## 12 サービスご利用の方法

### (1) サービスの利用申し込み

- ・お電話等でお問い合わせください。
- ・ご利用期間決定後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は 6 ヶ月前からできます。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス利用契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が被保険者資格を喪失した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ③ その他

次の場合、文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。なおこの場合、その後の予約は無効となります。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合。
- ・利用者またはその家族が、当事業所や従業者に対して本契約を継続し難いほどの不当行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、当社を閉鎖または縮小する場合。

(30 日前までに通知)

## 13 緊急時における対応方法

介護職員等は事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 15 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所における感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 16 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げるところ必要の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	管理者 佐藤 千里
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報する。

#### 17 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 18 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこないます。

## 19 支払い方法

(1) 毎月**10**日頃に前月分の請求書を発行いたしますので、当月末までにお支払いください。

(2) お支払方法は、サービス利用時にセンターへ持参されるか、若しくは、**指定の口座へ**の

**振込**とさせていただきます。ご持参いただいた場合領収書を発行いたしますが、振込みの場合は振込金受取書等を領収書の代わりとさせていただきます。

なお振込の際は、**利用者本人のお名前**でお願いいたします。

### お振込みによるお支払いの場合

下記の金融機関でのお振込みができます。

金融機関名	口座種別	口座番号	口座名義
秋田銀行 五城目支店	当座	0002197	株式会社 みやた 代表取締役 越前由高

## 20 提供するサービス内容に関する苦情・相談窓口

### (1) 当事業所の苦情対応窓口

電話：018-879-8577

担当：管理者 佐藤 千里

担当：生活相談員 内藤 みゆき

\* 月曜日から金曜日までの8時30分から17時30分とさせていただきます。

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

担当不在の際には、他の職員がうけたまわります。

### (2) 五城目町役場 健康福祉課 健康福祉係

電話：018-852-5107

### 八郎潟町役場 福祉課

電話：018-875-5808

### 井川町役場 町民課 健康福祉班

電話：018-874-4417

### 大潟村役場 住民生活課 住民保険班

電話：0185-45-2114

### 三種町役場 福祉課 介護支援係

電話：0185-85-2247

潟上市役所 長寿社会課 長寿支援班  
電話：018-853-5323

上小阿仁村役場 住民福祉課 住民福祉班  
電話：0186-77-2222

(3) 秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
電話：018-862-6864

## 21 協力医療機関

<協力医療機関・施設>

湖東厚生病院 所在地 〒018-1605 南秋田郡八郎潟町川崎貝保 98-1

電話番号 0188-75-2100

わしや歯科医院（歯科） 所在地 〒018-1725 南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目2-10  
電話番号 0188-52-3141

## ショートステイ 福寿荘 ご利用の皆様へ

入所時にご用意いただくものについて・・・

身の回り品（ご用意いただく数はご利用日数に応じてご準備ください。）

☆衣類（普段着・カーディガンや上着） ☆下着・くつ下 ☆寝衣（パジャマ）

☆タオルケット（必要な方） ☆バスタオル ☆フェイスタオル

☆上履き（履きなれたズックやスリッパなど） ☆BOXティッシュ

☆歯ブラシ・コップ（義歯の方は必要に応じケースや洗浄剤）

☆ビニール袋 ☆電気かみそり（必要な方）

※お手数ですが必ず名前の記入を忘れずにお願いいたします。

お薬が必要な方は、入所期間中の分をご用意ください。

☆飲み薬 ☆塗り薬、目薬、湿布等

☆ 健康保険証・老人保健医療受給者証

（福祉医療費受給者証・障害者手帳をお持ちの方はこちらもお願いいいたします。）

## ご利用にあたってのお願い

☆ご持参いただくものについては、すべて名前を記入してくださいますようお願いいたします。

☆食中毒防止のため、飲食物の持ち込みはご遠慮くださいますようご協力お願いいいたします。

（ただし、ホールにて面会者の方とご一緒に召し上がることは可能です。）

☆ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ショートステイ 福寿荘  
南秋田郡五城目町字鶴ノ木 90 番地 1  
電話 018-879-8577  
FAX 018-852-3113  
担当 生活相談員 内藤 みゆき